



食事支給は、中小企業も行っている 現場の声を繰り返し、国へ届ける

皆さん、ご安全に！村田享子です。今回は、食事支給の非課税限度額引き上げを求めるべく、昨年引き続き国へ行った5/8の参議院決算委員会の質問を紹介します。JAM 北関東、東海の皆さんから頂いた声です。

5/8 食事支給の非課税限度額の引き上げを！

質問項目	村田議員の質問	回答者	回答
食事支給の実態 の非課税限度額	<p>○現在、会社が社員に食事を支給した場合、1か月あたり3,500円まで非課税になっている。</p> <p>○今、物価高が進んでおり、会社の食堂や弁当代も値上がりしている。<u>昭和59年から約40年非課税限度額が上がっていない。</u></p> <p>○今年の春闘においても議論になったが、国の非課税限度額が上がらないと増やせないという回答が会社からあり、引きあがらなかった。</p> <p>○国としてぜひ、引き上げて欲しい。</p>	鈴木俊一 財務大臣	<p>○社員食堂があるのは大企業を中心とした一部の企業に限られる。</p> <p>○少額については課税しない少額不追求の原則があるので、月額3,500円を非課税限度額としている。</p> <p>○金銭で食事手当を支給され、給与課税されている方が多いので、公平性を考えると非課税限度額の引き上げは検討していない。</p>
食事支給の非課税限度額引き上げを求める現場の声	<p>○地方を訪問すると、周辺に食事をする場がない事業所が多い。</p> <p>○鈴木財務大臣は、社員食堂や食事の支給は大手企業に限られるというが、食事をする場がない事業所では、社員食堂や弁当を支給しており、<u>中小企業もしている。人手不足を解消するためにも、福利厚生として食事補助が出来るようにして欲しい。</u></p> <p>○昭和59年に非課税限度額を引き上げた理由は、昭和50年から10年間で物価が150%上昇したからである。</p> <p>○当時と比較すると、物価上昇が119%なので、必要ないという判断かもしれないが、当時は毎年5~13%賃上げしていた。</p> <p>○<u>現在は、昨年でも3%の賃上げであり、当時と比較しても負担は重い。</u>食事支給の非課税限度額は引き上げるべきである。</p> <p>○<u>今年度から、交際費における飲食代上限が1万円になった。</u>これも、物価高や飲食費の高騰が理由である。</p> <p>○<u>交際費が使える方は限られており、食事を支給した時の非課税限度額を引き上げた場合恩恵を受ける人は多くいる。</u></p>		<p>○公平性を考えると、食事手当の非課税限度額が引き上げることは出来ない。</p> <p>質問動画の二次元コード 村田きょうこチャンネル(YouTube) 5月8日決算委員会で質疑を行いました！(「基金事業の見直し」「食事補助の非課税限度額の引上げ」「エネルギー対策特別会計」)</p> 



産業機械の水素活用へ支援を！

皆さん、ご安全に！村田享子です。今回は、昨年も質問しましたが産業機械(建設機械、農業機械)における水素の利用促進を求めるべく、5/16に参議院経済産業委員会で質問を行いました。

5/16 産業機械(建設機械、農業機械)における水素活用への支援を！

項目	村田議員の質問	回答者	回答
産業機械(建設機械、農業機械)の水素活用	<p>○産業機械の稼働で排出されるCo2の排出量は、国内産業部門の約1.7%程度である。</p> <p>○産業機械の企業では、現在電動化や水素燃料電池、水素エンジンを使った機会が開発をされている。</p> <p><u>○しかし、建設機械は乗用車、商用車と違い産業機械に水素を供給する設備は、整備されていない。</u></p> <p>○産業機械でも脱炭素化を推進のため開発が進んでいる。<u>水素補給のインフラの整備が必要である。</u></p> <p><u>○産業機械での水素需要促進に資する支援はどうか考えているのか。</u></p> <p>○建設機械だと国土交通省。農業機械だと農林水産省が関連している。商用車の話題は出てくるが、<u>産業機械の話題は出てこないが、しっかり進めて欲しい。</u></p>	<p>井上博雄 経済産業省 政府参考人</p>	<p>○水素ステーションを整備するための補助金を、自動車向けだけではなく、他分野での活用にも使えるよう、対象を拡大している。</p> <p><u>○省エネ補助金において、水素活用ボイラー等の先進的な設備を用いて大幅な省エネを達成する案件への補助金を一層引き上げている。</u></p> <p>○産業機械を含めて水素の需要を拡大していきたい。</p>

【CCS 事業法案】

現在の技術で2050年カーボンニュートラルを実現するには、徹底した省エネや脱炭素電源の利用促進などを進めると同時に、二酸化炭素の排出が避けられない産業から出た二酸化炭素を回収して地中に埋める、CCS(二酸化炭素回収・貯留、Carbon dioxide Capture and Storage)の導入が必要となる。試掘や貯留、二酸化炭素の輸送等に関する許可や規制など、この取組を拡げていくために必要な法制度を整備するための法案。

【水素社会推進法案】

水素やアンモニア等を「低炭素水素等」と定義し、その活用促進を掲げるための法案。低炭素水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者や、利用する事業者が、計画を作成し認定を受ければ、化石燃料よりも高額となる費用について国が支援、また拠点整備に関わる支援も行うことを定めている。

今回紹介した質問の二次元コード

村田きょうこチャンネル(YouTube)

5月16日 経済産業委員会で質疑を行いました！(「雇用の公正な移行」「鉄鋼スラグの活用」)






工業高校への支援と特別高圧支援再開を求める 人手不足とエネルギー価格高騰の問題に取り組む




皆さん、ご安全に！村田享子です。今回は、5/23、29に行った参議院経済産業委員会、資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会での質問を紹介します。

5/23 人手不足対策について

質問項目	村田議員の質問	回答者	回答
ものづくり産業における人材確保について	<p>○工業高校の卒業生がものづくり分野に就職しないことで、ものづくり産業での人手不足が深刻化している。<u>経済産業大臣は、どのようにものづくり産業の人手確保を考えているのか。</u></p> <p>○工業高校の設備が古いので、現場に生かせないという声がある。他省庁と連携をして、ものづくりの楽しさが伝わる教育を行って欲しい。</p>	齋藤健 経済産業大臣	<p>○高齢者や女性を含む幅広い人材が活躍するためには、労働環境の整備や魅力向上が必要である。</p> <p>○経済産業省は、拡充した賃上げ促進税制の活用促進、<u>労務費の価格転嫁の指針の周知徹底を通じて、賃金を含めた製造業の労働環境の魅力向上に取り組んでいる。</u></p> <p>○半導体をはじめとした、高度な技術、技能を担う人材を確保するために、高専や工業高校と連携をした人材育成コンソーシアムを分野ごとに成立させ、講師派遣等をしている。</p> <p>○それでもなお人材確保が厳しい産業は、特定技能制度を活用して、鋳造、溶接、電子機器の組み立て等のものづくり技術を有する外国人の確保に向けた取り組みをしている。</p> <p>○厚生労働省と連携をして取り組みを行う。</p>
<p>○質問の二次元コード</p> <p>村田きょうこチャンネル(YouTube) 5月23日 経済産業委員会で質疑を行いました！(「産業競争力強化法案」)</p>			

5/29 特別高圧の支援について

質問項目	電気料金における特別高圧契約の支援の継続について		
村田議員の質問	<p>○2022年に特別高圧契約に向けた支援策を提起し、2023年に国も取り組んでもらったが、自治体によっては終了している。</p> <p>○特別高圧は、工場だけではなくて病院や大規模商業施設にも関係する。支援が廃止してから、病院も経営が厳しいので、特別高圧への支援はもっと必要である。</p> <p>○特別高圧の支援にどれくらい使われたか把握した上で、次の支援をどうするのかを経産省と内閣府は考えてもらいたい。</p>		
回答者名	久米政府参考人 経済産業省		
回答	<p>○特別高圧の支援を定めた重点支援地方交付金は、内閣府の所管なのでコメントは差し控える。</p> <p>○安価で安定席なエネルギーを確保は最重要課題である。あらゆる政策を総動員として取り組む。</p>		
<p>○質問の二次元コード</p> <p>村田きょうこチャンネル(YouTube) 5月29日 資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会で質疑を行いました！</p>			



M&Aにおいて労働組合は重要なステークホルダー

齋藤経済産業大臣が明言

皆さん、ご安全に！村田享子です。今回は、JAM大阪、北関東の皆様から意見提起があった、M&Aと労働組合について5/30に経済産業委員会で質問をしました。

5/30 M&Aによる労働組合潰しは許されない



質問の二次元コード

村田きょうこチャンネル(YouTube)

5月30日 経済産業委員会で質疑

を行いました！



質問項目	村田議員の質問	回答者	回答
JAMの事例	<p>○大阪のメーデーで勤務先がM&Aの対象となっており不安だという相談を受けた。</p> <p>○実際にあったM&Aの事例として、企業買収後に親会社からの指示として会社から、<u>労働組合に対してグループ傘下入りしたことで、給与水準、勤怠等の労働諸条件を統一することを通告された。</u></p> <p>○買収前に労使で確認していた、<u>休日数の削減、労働組合専従の廃止</u>を一方向的に会社から、親会社からの指示として通告された事例がある。厚生労働省として事例を把握しているのか。</p>	<p>増田嗣郎 政府参考人 厚生労働省</p> 	<p>○議員指摘の事例は承知していない。</p> <p>○会社分割や事業継承等の事業継承において、労使コミュニケーションは重要な課題だと認識している。</p> <p>○<u>会社分割や事業譲渡においては、法令や指針で事前に過半数を代表する労働組合と協議するよう努めることとしており、情報発信に取り組んでいきたい。</u></p>
中小M&Aガイドラインについて	<p>○中小企業庁が、中小M&Aガイドラインを策定しており、初版は2020年であり、2023年に改定されている。</p> <p>○初版の各種契約書サンプルに、株式譲渡契約書サンプルがある。このサンプルでは、被買収先は、買収相手に対して労働組合が存在しないことの表明及び証明が求められていた。</p> <p>○<u>JAMは、譲り渡される会社の労働組合に対して解散を求める内容だとして、改定を要請し、改定されたと承知しているが、なぜこのような記述をしたのか。</u></p>	<p>山本和徳 参考人 厚生労働省</p> 	<p>○M&Aにおいて、買収先企業に労働組合の有無は、当該労働組合との間で締結した労働協約があるか等、労務実態の把握にきわめて重要な情報であるため、明らかにすることを求めた。</p> <p>○初版の改定後に、村田議員ご指摘の疑念やJAMからのご意見もあり、記載を修正した。</p> <p>○買収先企業の労務実態に大きな影響を与える労働協約の有無に焦点を当てた表現に修正した。</p> <p>○<u>労働組合を解散させることを求める意図は全くない。</u></p>
労働組合は重要なステークホルダー(利害関係者)	<p>○労働組合は、憲法28条で団結権が保障されている。初版はやはり問題である</p> <p>○<u>M&Aにおいて労働組合がステークホルダーとして参加しているのかが重要</u>である。</p> <p>○経済産業省が策定した中小M&Aガイドラインには、労働組合の記載がある。M&Aにおける労働組合の役割や、意義をどう考えるのか。</p>	<p>齋藤健 経済産業大臣</p>	<p>○M&Aにおいて、対象企業の重要ステークホルダー(利害関係者)である従業員との信頼関係を醸成することは極めて重要な課題である。</p> <p>○<u>買収先の労働組合も当然にM&Aの重要なステークホルダーである。丁寧な調整を実施し、理解を得た上でM&Aを行うことが重要</u>である。</p>